

北海道医療と介護の連携ビジョンに関する協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、本道における地域包括ケアシステムの推進に当たり、とりわけ医療と介護の連携が重要であるため、道及び医療・介護関係団体が共通認識を持ち、相互に連携・協働して、医療と介護の連携を一層推進することを目的とする。

（連携・協働事項）

第2条 前条の目的達成に向けて、次の事項について取り組むこととする。

1 「北海道医療と介護の連携ビジョン」における次の推進方策に関する事項

- （1）医療・介護サービスにおける基盤整備の推進
- （2）医療・介護従事者の資質の向上
- （3）医療・介護連携における機能強化
- （4）市町村における在宅医療・介護連携推進事業への支援
- （5）関係団体相互の連携強化

2 その他、本協定の目的を達成するために必要と認める事項

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から、平成33年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに、協定を締結した団体いずれからも異議の申し入れがないときは、有効期間終了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（内容の変更）

第4条 本協定は、協定を締結した団体で協議の上、変更することができる。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、この協定を締結した団体で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書20通を作成し、それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

北海道

北海道知事

一般社団法人 北海道医師会

会長

一般社団法人 北海道歯科医師会

会長

一般社団法人 北海道薬剤師会

会長

公益社団法人 北海道看護協会

会長

特定非営利活動法人 北海道病院協会

会長

北海道老人保健施設協議会

会長

北海道地方・地域センター病院協議会

会長

北海道自治体病院協議会

会長

一般社団法人 北海道総合在宅ケア事業団

理事長

北海道慢性期医療協会

会長

一般社団法人 北海道リハビリテーション専門職協会
会長

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
会長

北海道老人福祉施設協議会
会長

一般社団法人 北海道介護支援専門員協会
会長

北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会
会長

北海道ホームヘルプサービス協議会
会長

北海道デイサービスセンター協議会
会長

一般社団法人 北海道介護福祉士会
会長

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会
会長